

## **i** 納税相談はお早めに 市税の猶予制度

市税を一時的に納付することができない理由があるときには、申請することにより、納税の猶予が認められる場合があります。

病気や事業の廃止など、特別な事情で納期限までに納付できないときは、必ず相談してください。

※納税相談の際には、身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証など）の提示をお願いします。代理で相談をされる場合には、本人が署名押印した委任状が必要です。

問 納税課 ☎ (93) 0433

## **i** 給水装置・水道 メーターの点検を

市が管理する水道本管（道路などに敷設）から、各家庭に引き込まれている給水管など（水道メーターは除く）は、お客様の財産です。

そのため、宅地内の給水装置からの漏水などに伴う修理費用は、所有者または利用者の負担となります。

漏水を長く放置しておく、水道料金が高額となったり、陥没事故の原因となる可能性もありますので、定期的に点検しましょう。



※ 蛇口を全て閉めても、パイロット（八角形の銀色のコマ）が回転していたら漏水の可能性がります。

※ 気になる点があったら、市指定給水装置工事事業者または漏水当番（今月の当番は 19 ページに掲載）に相談してください。

問 上下水道課 ☎ (93) 3340

## **i** FAX やメール、音声に よらない 119 番通報

### 119 番通報できます



#### ○ FAX で 119 番通報

119 番（局番なし）で送信できます。FAX119 番送信用紙は、消防署、北分署、社会福祉課で配布しています。

#### ○ メールで 119 番通報（登録制）

利用案内書と申込書は、消防署、北分署、社会福祉課で配布しています。郵送または FAX で送るか、消防署または北分署に持参してください。

#### ○ 音声によらない 119 番通報

##### （Net119 緊急通報システム）

スマートフォンやタブレットなどの携帯端末を利用し、119 番通報できます。画面をタッチする簡単な操作で 119 番通報ができます。

申請書は、消防署、北分署、社会福祉課で配布しています。また、市公式ホームページからもダウンロードできます。



問 消防署 ☎ (92) 1311

## **i** 第十一回特別弔慰金の 支給 (3月31日締切)

#### ■ 対象

令和2年4月1日（基準日）において、戦没者などの妻や、父母などの遺族がいない場合に、先順位の遺族 1 人に支給

#### ■ 支給額・支給内容

額面 25 万円、5 年償還の記名国債

#### ■ 申請期間

令和 5 年 3 月 31 日まで

※ 期間を過ぎると申請できません。

※ 既に申請済みの人は、申請できません。

詳しくは問い合わせてください。

問 社会福祉課 ☎ (93) 4192

## **i** 古紙の拠点回収



■ 日時 2月26日（日）※雨天決行  
（荒天などで中止の場合もあり）  
9:00 ~ 12:00

■ 場所 市役所正面玄関前駐車場

■ 当日回収できる紙類・出し方

○ 新聞、雑誌、段ボール

種類ごとに紐で束ねてください。

○ 牛乳用紙パック

水洗いして、切り開き、乾かしてください。その後、紐で束ねてください。

■ その他 搬入時は、マスクの着用をお願いします。事業ごみやその他のごみは回収できません。

問 クリーンセンター

☎ (93) 4529

## **i** 紙・布は資源です！ 収集場所での分別収集



#### ■ 対象品目

○ 紙類（段ボール、雑誌、書籍、新聞、紙パック、雑がみ）

○ 布類（衣類、布製品、革製品）

#### ■ 出し方

○ 紙類…種類ごとにひもで十字に縛る

○ 布類…透明なビニール袋に入れる

詳しくは市公式ホームページ「紙類・布類の分別収集」をご覧ください。



紙類・布類の  
分別収集

問 クリーンセンター

☎ (93) 4529